

入札説明書

平成30年4月5日に公告した制限付一般競争入札（総合評価方式）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 工事概要

- (1) 工事名 野洲川斎苑火葬炉設備の新設および更新工事
- (2) 工事場所 守山市川田町 2230 番地の 3
- (3) 工事概要 新設火葬炉 2 基（新 第 3 系列 5 号炉・6 号炉）
更新火葬炉 2 基（新 第 1 系列 1 号炉・2 号炉）
既設火葬炉解体処分（第 1 系列および第 2 系列の 1 号炉から 4 号炉）
以上の設計施工
- (4) 工期 平成 30 年議会議決日から平成 32 年 6 月 30 日まで
- (5) 予定価格 金 237,500,000 円（税抜き）
- (6) 本工事は、入札参加資格の確認申請時に企業の地域制・社会性等に関する資料（以下「技術評価資料」という。）を受け付け、価格以外の評価項目および価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を採用する。
- (7) 基本性能および施工条件は、本説明書、仕様書および図面等（以下「設計図書」という。）のとおりである。

2 入札参加資格

入札参加者は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

また、開札までに次に掲げる要件を満たしていることを必須とし、要件を満たさなくなった場合は入札に参加することができない。

- (1) 経営規模等評価決定通知書・総合評定値通知書（公告日の前日において有効であるものに限る。）において、タイル・れんが・ブロックの総合評定値（P点）評定値が 1,000 点以上、かつ、機械器具設置の評定値が 1,000 点以上の者であること。
- (2) タイル・れんが・ブロックおよび機械器具設置に係る特定建設業の許可を有する者であること。
 - ・該当する建設業法に基づく特定建設業許可は、落札決定の日においても有すること。
- (3) 近畿圏内（大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県・滋賀県）で平成 19 年度以降に 1 火葬施設に 4 炉（人体火葬炉）以上の設置実績（新設・増設・更新）を

有する者であること。

(4) 次に掲げる要件を満たす監理技術者を当該工事現場に専任で配置できること。

ただし、現場代理人と監理技術者の兼務は可とする。

ア タイル・れんが・ブロック工事または機械器具設置工事における監理技術者資格者証を有すること。

イ 監理技術者講習修了証を受けていること。

(5) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからオの要件に該当する者でないこと。

ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

エ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

オ 銀行取引停止処分がなされている者

(6) 次のアからオの要件に該当する者でないこと。

ア 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から当組合との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(7) 入札参加資格確認書の提出期限の日から落札決定の日までの期間に守山市建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加資格停止を受けていないこと。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は価格および企業の地域性・社会性等をもって入札に参加し、次のアの要件に該当する者のうち、下記(2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、入札価格の低い者を落札者とする。ただし、入札価格も同額であるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(2) 総合評価の方法

ア 評価値は、入札書が無効でない者について、次の算式により算定する。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} / \text{入札価格}$$

$$\text{技術評価点} = \text{基準点(100点)} + \text{加算点}$$

入札価格は入札参加者の入札金額とする。

評価値は、便宜上、入札価格を億円単位とし、小数第4位以下を切り捨て、小数第3位までの表示とする。

イ 加算点は、下記①から⑤の評価項目について評価を行う。

- ① 工事の施工実績
- ② タイル・れんが・ブロックおよび機械器具設置の監理技術者数
- ③ 排ガス基準値
- ④ 炉設置後16年間の炉設備の維持管理費(ランニングコスト)
- ⑤ 管内(守山市・野洲市)企業の下請活用

(3) 評価の基準

評価項目	評価内容	評価基準	配点
【企業の地域性・社会性等】			
①工事の施工実績	近畿圏内で平成19年度以降に1火葬施設に4炉(人体火葬炉)以上の設置実績	(近畿圏内施工実績箇所数)	
		1施設4炉=10箇所以上	2.0
		1施設4炉=5箇所以上	1.0
		1施設4炉=5箇所未満	0.0

②タイル・れんが・ブロックおよび機械器具設置の監理技術者	タイル・れんが・ブロックおよび機械器具設置の監理技術者数	(監理技術者数)	
		20名以上	1.0
		10名以上	0.5
		1名以上10名未満	0.0
③排ガス基準値	ダイオキシン類の目標基準値	(目標基準値)	
		0.01 ng-TEQ/m ³ N 未満	3.0
		0.01 以上～0.05 未満 ng-TEQ/m ³ N	2.0
		0.05 以上～0.1 未満 ng-TEQ/m ³ N	1.0
		0.1 以上～1.0 以下 ng-TEQ/m ³ N	0.0
④炉施設の維持管理費	炉施設設置後16年間の炉施設の維持管理費 (ランニングコスト)	(維持管理費用額)	
		最低額の維持管理費	2.0
		次点の維持管理費	1.0
		その他	0.0
⑤管内企業の下請活用	下請負契約額全体に占める、管内(守山市および野洲市)企業への下請負額の割合	(市内下請負率)	
		20%以上	1.0
		10%以上20%未満	0.5
		10%未満	0.0

【評価項目①の要件】

- ・近畿圏内で平成19年度以降に1火葬施設に4炉(人体火葬)以上の設置実績は、平成19年4月1日以降に契約し、平成30年3月31日までに引渡し完了したもので、元請けまたは共同企業体の構成員として施工した新設炉・増設炉・更新炉ものに限る。

【評価項目②の要件】

- ・平成30年4月1日現在、タイル・れんが・ブロックまたは機械器具設置の監理技術者で1年以上雇用している数。

【評価項目③の要件】

- ・今回設置する火葬炉設備の性能によるダイオキシン類の目標基準値は、過去の実績値から求めるものとする。なお、過去に、今回設置する除塵設備(バグフィルター)・触媒装置・乾式薬剤噴霧装置すべてを設置した実績がない場合は、過去に設置している火葬炉設備の実績値等から求めても良い。その場合は、積算根拠を示すとともに火葬炉設備を示すこと。

(測定方法は、工事仕様書に示す性能試験方法と同様の方法によること)

【評価項目④の要件】

- ・今回設置する火葬炉設備を適正に運転管理する為に必要な維持管理費について、設置後 16 年間の年毎の費用を積算する。（機器材の修理費・補修費および更新費ならびに定期点検費等）

【評価項目⑤の要件】

- ・下請負契約額全体とは、下請契約額および資材等（交通誘導員を含む）の購入額の合計とする。（下請契約額は施工体制台帳で確認できる全ての下請を対象とできる。）
- ・実績報告時において、申請の内容を受注者の責により申請の内容が満足できない場合は、6 か月の入札参加資格停止を行う。
- ※ 下記「管内下請率の考え方」を参照のこと。

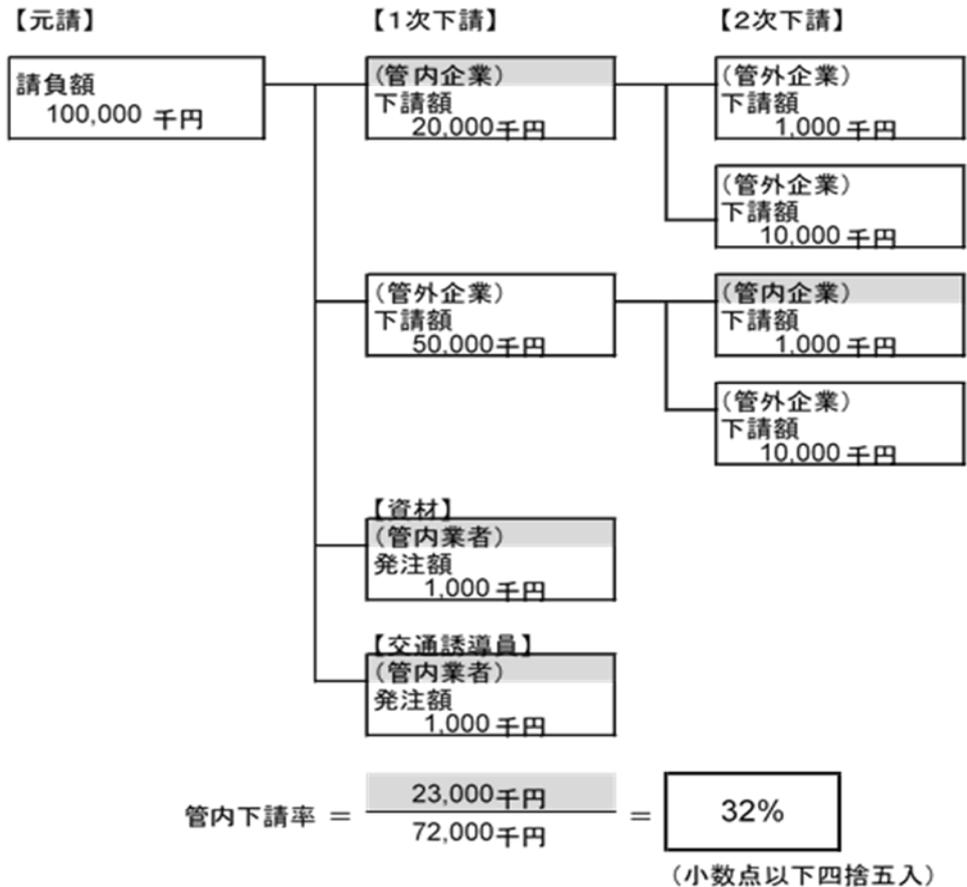
（参考）

管内下請率の考え方

$$\text{管内下請率} = \frac{\text{管内企業の下請契約額} + \text{管内企業への資材等発注額}}{\text{下請負契約額全体}}$$

※資材等には交通誘導員も含めることかできる。

<管内下請率の計算例>



(5) 実施上の留意事項

ア 技術評価資料に虚偽の記載をした者の入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

イ 技術評価資料の作成および提出に要する費用は提出者の負担とする。

ウ 評価点内訳の公表

技術評価点および評価値は落札決定後、入札結果として公表する。

4 入札説明書等の閲覧および配布

(1) 閲覧

(ア) 閲覧期間 平成 30 年 4 月 5 日（木）から平成 30 年 5 月 17 日（木）まで
（ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から
午後 5 時 15 分まで

(イ) 閲覧場所 守山野洲行政事務組合および守山野洲行政事務組合ホームページ

(2) 配布

守山野洲行政事務組合ホームページからダウンロードにより取得すること。

公式【野洲川斎苑】守山野洲行政事務組合ホームページ：

<http://www.yasugawasaien.org/>

(3) 現在炉施設の現地確認

現在の炉施設の現地確認が必要な場合は、守山野洲行政事務組合に事前に連絡し、調整すること。

守山野洲行政事務組合 TEL 077-518-1755

5 申請書等の提出期間、提出先および提出方法

(1) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ 技術評価資料

① 工事の施工実績（様式第 1 号）

② タイル・れんが・ブロックおよび機械器具設置の監理技術者数（様式第 2 号）

③ 排ガス基準値（様式第 3 号）

④ 炉設置後 16 年間の炉施設の維持管理費（ランニングコスト）（様式第 4 号）

⑤ 管内企業の下請活用（様式第 5 号）

* 各様式に必要な添付書類があるので、各様式の下段の注意書を確認すること

ウ その他添付が必要な書類

① 工事仕様書の第 4 の 3 および 4 で、施設に応じた機械設備の寸法を記載する部分。

- ② 設置しようとする火葬炉設備の構造がわかるもの（カタログ可）
- ③ 建設工事入札参加資格審査申請書
- 1) 法人の場合は法人に係る登記事項証明書（履歴事項全部証明書）写し
個人の場合は身元証明書写し
※申請日において発行日から3月以内のもの
 - 2) 建設業許可証明（確認）書写し【建設業許可ではありません】
※支店・営業所等に権限を委任される場合は、支店・営業所等の許可が確認できるもの
※申請日において発行日から3月以内のもの
 - 3) 経営規模等評価審査結果通知書・総合評定値通知書（以下「経営通知書」という）写し
※申請日現在において最新で有効なもの
・「その他の審査項目（社会性等）」欄により社会保険等の加入の有無を確認します。「有」または「除外」となっていることを確認してください。
「無」となっている場合、保険料の領収証書等、加入が確認できる資料の写しを提出してください。
- ④ 技術職員名簿
- ・添付書類 監理技術者資格者証の表裏両面の写しおよび監理技術者講習修了証の写し
- ⑤ 使用印鑑届
- ・添付書類 印鑑証明書写し
※申請日において発行日から3月以内のもの
- ⑥ 委任状
- ⑦ 誓約書
- ⑧ 役職員名簿
- ⑨ 工事経歴書
- ⑩ 納税関係証明書（未納の税額がないことの証明書の写しを提出してください）
- | | | |
|-------|-------|-------------------|
| 法人の場合 | 国税 | ：法人税、消費税及び地方消費税 |
| | 都道府県税 | ：法人都道府県民税、法人事業税 |
| | 市町村税 | ：法人市町村民税、固定資産税 |
| 個人の場合 | 国税 | ：申告所得税、消費税及び地方消費税 |
| | 都道府県税 | ：都道府県民税、個人事業税 |
| | 市町村税 | ：市町村民税、固定資産税 |
- ※申請日において発行日から3月以内のもの
- ※支店・営業所等に権限を委任される場合は、本店および支店・営業所等

の両方の証明書が必要になります。

※本店および支店・営業所等の所在地の公共団体において、「未納の税額のないこと」の証明書の書式発行がない場合は、直近年度分の納税証明書を提出してください。

エ 提出部数

上記ウの③から⑩は1部、その他は5部

- (2) 提出期間 平成30年4月5日（木）から平成30年5月11日（金）まで
（ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで
- (3) 提出方法 持参とし、その他の方法による提出は受け付けない。全ての提出書類を封筒に入れて提出すること。
- (4) 提出場所 守山野洲行政事務組合

6 設計仕様書等に関する質疑の受付および回答

- (1) 受付期限 平成30年4月23日（月）正午まで
- (2) 受付担当 守山野洲行政事務組合
TEL 077-518-1755
- (3) 受付方法 質疑は質疑書に記入し、電子メールで送付すること。その他の方法による受付は行わない。提出時には必ず組合に受信確認を行うこと。
電子メールアドレス：yasugawasaien@bloom.ocn.ne.jp
- (4) 回答方法 質疑のあった場合のみ、平成30年4月27日（金）午後1時から、守山野洲行政事務組合ホームページにて公表する。

7 入札について

入札については、守山野洲行政事務組合財務規則、守山市建設工事執行規則、守山市建設工事等入札執行要領、守山市郵便入札実施要領等により執行する。

- (1) 契約担当者 守山野洲行政事務組合 管理者 宮本和宏
- (2) 入札執行者 指定職員
- (3) 入札方法 郵便入札による

任意の封筒の表面に朱書きで「入札書等在中」と表記し、その他工事名等必要事項を記載のうえ、一般書留郵便、簡易書留郵便、特定記録郵便のいずれかで入札書等到達期日必着とすること。（期日後着は無効、必要事項が記載されていない場合は返却します。）

- (4) 入札書等到達期日 平成30年5月16日（水）

注意1 入札書の日付については、作成日とすること。

注意 2 見積内訳書を必ず同封すること。

注意 3 入札書等到達期日に必着するかについては、如何なる場合においても必ず手続き窓口で確認すること。

(5) 郵送開始日 平成 30 年 5 月 11 日 (金)

(6) 郵送先 〒524-0001 滋賀県守山市川田町 2230 番地の 3
守山野洲行政事務組合

8 開札日時および場所

(1) 開札日時 平成 30 年 5 月 18 日 (金) 午前 10 時

(2) 開札場所 守山野洲行政事務組合 待合個室

※入札参加者は、当該工事の開札場所に入室し開札に立会うことが可能

9 入札保証金 免除する。

10 契約保証金

金銭的保証とし、落札金額の 10%以上を納付すること。ただし、落札価格の 10%以上に相当する保証事業会社または金融機関の保証をもって納付に代えることができる。また、落札価格の 10%以上に相当する債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結もしくは、債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、契約保証金の納付を免除する。

11 違約金 落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5を徴収する。

12 前金払 建設業保証会社等の保証があった時は、請負金額の40%以内を前払する。

13 中間前金払

前金払を行い、かつ工期が90日以上の場合で一定条件のもと、建設業保証会社の保証等があった時は、請負金額の20%以内を中間前金払する。ただし、前金払および中間前金払を合算した額が5億円を超える場合は、限度額を5億円とする。

14 部分払

行う。ただし、中間前金払を請求した場合は、部分払を請求することはできない。

15 無効入札

(1) 当該工事に係る見積内訳書が同封されていない場合の入札

- (2) 入札書と見積内訳書の金額が同一でない入札
- (3) 入札参加資格のない者のした入札
- (4) 入札書および見積内訳書に押印する印鑑が、入札参加資格審査申請時に提出している印鑑と異なる印鑑でなされた入札
- (5) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (6) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載事項が不明確もしくは誤りのある入札
- (7) 入札書に入札書等到達期日の翌日以降の日付が記載された入札
- (8) 談合その他不正の行為があったと認められる入札
- (9) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (10) 資金的関係または人的関係にある複数の者の行った入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

16 入札者の失格

- (1) 事前に公表した予定価格を上回る価格の入札者
- (2) 最低制限価格未満の価格の入札者

17 最低制限価格 設ける。

守山市建設工事の最低制限価格決定等にかかる事務処理要領（平成21年度告示第133号）による。最低制限価格は、事後（入札終了後）公表とする。ただし、入札が不調の際には非公表とする。

なお、最低制限価格決定に係る算出基礎の数値変更を平成28年8月1日より行った。（守山市ホームページ「建設工事に係る最低制限価格の決定方法等について」参照）

18 入札の辞退

- (1) 入札参加者は、開札までの間は入札の参加を辞退することができる。また、開札までの間に入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、辞退しなければならない。
- (2) 入札の参加を辞退しようとするときは、開札までに入札辞退届を書面で提出しなければならない。（ただし、入札書等を郵送していない者は不要）

※ 持参もしくは普通郵便で「辞退届在中」と朱書きし、開札までに必着のこと。

〒524-0001 滋賀県守山市川田町 2230 番地の3

守山野洲行政事務組合 宛

19 その他必要事項

(1) 契約の締結

ア 本工事の契約については、守山野洲行政事務組合議会の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。また、落札者の決定後、この工事の契約が成立するまでの間において、当該落札者が、次に該当することとなった場合は、この契約を締結しない。

(ア) 2 (2)、(5)または(6)の要件を満たさなくなった場合

(イ) 守山市建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けた場合

イ 契約書作成の要否 要

(2) 落札者は、落札決定の通知を受けたときは7日以内に仮契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(3) 設計図書等を熟知しておくこと。

(4) この工事の入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者または免税業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 苦情の申立て

ア 非落札者のうち、落札者の決定に不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により、守山野洲行政事務組合管理者に対して、非落札理由について、説明を求めることができる。

イ 上記アの非落札理由について説明を求められたときには、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により回答する。

20 問い合わせ先

守山野洲行政事務組合

〒524-0001 滋賀県守山市川田町 2230 番地の3 TEL 077-518-1755